

## 米国の水際措置（日本出発前検査の要件修正）

●12月6日以降、米国への空路入国者は、ワクチン接種の有無にかかわらず、「出発前1日以内」の検査が求められます。今後、米国への入国や米国での乗り継ぎを予定している方は、ご注意ください。

1. これまで、米国への空路旅客（2歳以上。米国乗継を含む）は、一部例外を除き、米国への出発前「3日以内」に COVID-19 ウイルス検査（検体採取）を受け、米国行きフライト搭乗に際し利用航空会社へ陰性の検査結果を提示することが求められていましたが、12月2日（木）、米政府はこの要件を修正し、今後は、ワクチン接種の有無にかかわらず、2歳以上のすべての空路旅客に対し、米国への出発前「1日以内」の検査が求められることになりました。この新たな要件は、12月6日（月）午前0時1分（米国東部標準時）以降に米国に向け出発する渡航者に適用されます。

2. なお、ワクチン接種証明の提示等も米国への入国要件として引き続き求められます。これら入国要件の詳細について、CDC のホームページ等でご確認ください。

### ○CDC

Amended Order: Requirement for Proof of Negative COVID-19 Test Result or Recovery from COVID-19 for All Airline Passengers Arriving into the United States（修正された命令文、宣誓書フォーマット、よくある質問等）

<https://www.cdc.gov/quarantine/fr-proof-negative-test.html>

### ○関連領事メール

11月4日付「米国の新たな水際措置（ワクチン接種証明提示義務化ほか）

<https://www.portland.us.emb-japan.go.jp/files/100255285.pdf>

### ■在ポートランド領事事務所

住所：1300 SW 5th Ave, Suite 2700, Portland OR 97201

電話：503-221-1811（代表）

Web：[https://www.portland.us.emb-japan.go.jp/itprtop\\_ja/index.html](https://www.portland.us.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html)

Facebook：<https://www.facebook.com/JapaneseConsularOfficePortland/>